

# 研究ノート：ドイツにおける法曹養成

— 2003年制度改革後の状況について —

多 田 利 隆

## 一 はじめに

私は、本年（2016年）の2月から3月にかけてちょうど1ヶ月間、西南学院大学の在外研究制度により、ドイツのニーダーザクセン州ゲッティンゲン市に滞在し、ゲッティンゲン大学法学部の客員研究員として、ドイツにおける法曹養成の現状について調査・分析を行った（受け入れ教授 Prof. Dr. Volker Lipp ゲッティンゲン大学法学部教授・同大学医事法センター所長 専門：民法、民事訴訟法、医事法、比較法）。本稿は、その成果をまとめたものである。

周知のように、わが国では、1999年から本格的に始まった司法制度改革によって法曹養成制度が大きく変わり、法曹にとって真に必要な専門的素養を本格的に修得させる大学院レベルの教育機関として法科大学院（ロー・スクール）が誕生した。今日から振り返って、これが正しい選択だったのか否かについては、様々な見方ができるであろう。積極的に評価すべき点が少なくないことはもちろんであるが、反面において、制度の根幹にかかわるようなさまざまな問題が生じていることも否定できない。

ドイツでも、日本とほぼ同じ時期に、法曹養成制度の大改革が行われた。法曹養成改革法（Gesetz zur Reform der Juristenausbildung）が制定され（2002年4月26日）、それに基づくドイツ裁判官法（Deutsches Richtergesetz）、連邦弁護士法（Bundesrechtsanwaltsordnung）及び大学卒法（Hochschulrahmengesetz）の改正が同時に行われて、それらが2003年7月1日から施行されたのである。以下、これを2003年改革とよぶことにし

よう。当時のドイツでは、法学部教育における職業教育的な側面の重要性が見直され、法曹実務の国際化への対応と国際競争力の強化が要請されるなど、わが国と共通の課題が投げかけられており、これは、それらの諸課題に応えることを目的として行われた大改革であった。もっとも、わが国のように法科大学院制度を創設するというドラスティックな改変は行われず、大学法学部が理論的教育を担い<sup>(1)</sup>、法曹資格試験 (Juristische Prüfung わが国の司法試験に相当) 合格後の実務修習 (Vorbereitungsdienst) が実務的教育を担うという伝統的な二段構成は保持したまま、それぞれの教育内容にかなり大幅な変更が加えられたのである (その概要については、本稿「三 2003 年改革法における主な改正点」参照)。

このような、わが国とほぼ同時期に、わが国とは異なる方向で法曹養成制度の大改革が行われてから、早いもので、すでに 10 数年が経過した。わが国では、それまでのドイツ型といってもよい法学部中心の法曹養成から、アメリカ型といってもよいロー・スクール中心の法曹養成へと舵切りをしたのであるが、興味深いことに、近年では、法曹養成についての法学部の役割が見直され、むしろ、学部からの一貫教育の方向性が明らかになってきたように思われる。そのような現状に鑑みると、2003 年のドイツの改革がどのようなものであり、それが今、実際にはどのような成果をあげ、あるいは問題が生じているのかを認識することは、わが国の法曹養成のあり方を考える上でも、有用かつ必要な作業ではないかと思われる。今回の在外研究は、そのような問題関心にもとづいて、ドイツの法曹養成の現状を調査することを目的としたものである。期間も短く、組織的な取り組みを行うだけの余裕もなかったため、調査はごく小規模なものにとどまらざるをえなかったが、それでも、多くの貴重な情報を得ることができたのではないかと考えている<sup>(2)</sup>。

(1) 「理論的教育」というのは、抽象的な法理論を学ばせるということではなく、法的な物の考え方や法的な論理の組み立て方、および、様々な基本的な法的概念や法原則を体系的に修得させるということであり、その方法としては、主に、具体的な法律問題を素材として、法適用の練習が行われる。また、大学における理論的教育には、単なる実務のフォローに終わることなく、それを批判的に考察し将来の進むべき道

を示すことができるような学識を、たとえば演習 (Seminar) を通じて涵養するという内容も含まれている。

- (2) 私は、約四半世紀前に、今回と同じくゲッティンゲン大学で通算2年間在外研究を行う機会を持った。その際、わが国の法学教育を振り返ってみていろいろと感ずるところがあり、ゲッティンゲン大学法学部を主な素材としてドイツの法学教育についての論稿を執筆したことがある (多田利隆「ドイツの法学教育について——法律専門家養成のシステムとジェネラリスト養成のシステム——」北九州大学法制論集20巻2号89頁以下(1992年))。今回の現地調査は、約四半世紀を経た今日、東西ドイツの統一や大量の移民の受入など、その間の大規模な社会情勢の変化を反映して、ドイツの法学教育がどのように変わったのか、あるいは、変わらなかったのか、実際に法学教育に携わっている教授たちの声を聞いてみたいというのがその大きな動機となって行ったものである。

## 二 調査の方法

今回の調査の中心的内容は、直接対面してのインタビューである。事前に質問項目をアンケートの形でメールで送っておき、面談の際にはそれに即して話を進めた。残念ながら、対象者の一人はウィーン在住でこの度は会いに行くことができず、メールのやりとりにとどまった。インタビュー以外には、資料の収集として、関係文献の購入やコピーを行ったほか、大学で出しているパンフレット類も可能な範囲で収集した。

インタビューの相手はいずれも大学法学部の教授である。以下にそのリストを掲げる。

Prof. Dr. Jose Martinez (以下、「マルティネス教授」という。)

ゲッティンゲン大学法学部教授 専門：農業法、公法  
ゲッティンゲン大学法学部教務主任 (Studiendekan)

Prof. Dr. Uwe Murmann (以下、「ムルマン教授」という。)

ゲッティンゲン大学法学部教授 専門：刑法、刑事訴訟法

Prof. Dr. Andreas Spickhoff (以下、「シュピクホフ教授」という。)

ミュンヘン大学法学部教授 専門：民法、医事法  
ニーダーザクセン州法曹資格試験委員会 (Prüfungsausschuss) 前委員長

Prof. Dr. Hans-Jürgen Ahrens (以下、「アーレンス教授」という。)

前オスナブリュック大学法学部教授 専門：民法 ニーダーザクセン州法曹資格試験委員会副委員長

メールでのやりとりのみにとどまったのは、以下の教授である。

Prof. Dr. Martin Häublein (以下、「ホイプライン教授」という<sup>(3)</sup>。)

インスブルック大学法学部教授・元ベルリン自由大学法学部教授  
専門：民法、住居法および不動産法、企業法、民事手続法

なお、インタビュー相手の人選については、マルチネス教授はゲッティンゲン大学の教務主任であり、ムルマン教授はその補佐役的な存在だと言うことで、この度の受け入れ教授であるリップ教授が適任者としてこの二人を紹介してくれた。シュピクホフ教授とアーレンス教授は、二人とも、かつて私がゲッティンゲン大学で在外研究を行った時の受け入れ教授であった Prof. Dr. Erwin Deutsch(以下、「ドイチュ教授」という<sup>(4)</sup>) の門下生にあたり、アーレンス教授は当時すでにオスナブリュック大学の教授であったが、シュピクホフ教授は当時はまだ若手の助手の一人であった。 たまたま二人ともニーダーザクセン州の法曹資格試験委員会の主立ったメンバーである(シュピクホフ教授は委員長であったが昨年ミュンヘン大学に移籍したため退任した)ということを知り、また、オスナブリュック大学とミュンヘン大学の様子が聞けるであろうということで、インタビューの相手に選んだ。また、ホイプライン教授は、本学法学部の田中英司教授に、ベルリン自由大学の様子を知らせてもらえる適任者として紹介していただいた<sup>(5)</sup>。

参考までに、アンケートの文面を以下に掲げておく。

Seit der Reform 2003 (Inkrafttreten des Gesetzes zur Reform der Juristenausbildung) sind über 10 Jahre vergangen. Die Reform hat bemerkenswert neue Richtungen gezeigt; 1. Wichtigkeit der praktischen Skills, besonders der praktischen Skills als Anwalt 2. die Neugründung der Schwerpunktbereiche und 3. Globalisierung oder Internationalisierung.

Ich möchte wissen, wie die Universitäten und Professoren an der Uni. diese neuen Richtungen mit der traditioneltheoretischen und akademischen Ausbildung harmonisiert haben. Haben Sie keine Schwierigkeiten oder Konflikte ? Und jetzt, nach ueber 10 Jahre funktioniert das neue System gut und erfolgreich ?

## 1 **Schwerpunktbereiche**

Ich interessiere mich besonders für das System der Schwerpunktbereiche. Vielleicht haben die Schwerpunktbereiche die Funktion, einerseits die akademische und theoretische Seite zu ergänzen und andererseits spezialisierte praktische Juristen auszubilden.

Q.1 Können die Professoren durch diese Bereiche die wissenschaftliche und akademische Ausbildung erfolgreich durchführen?

Q.2 Belasten die Schwerpunktbereiche die Studenten sehr? Wieviel Prozent der Studenten haben die Prüfung in der Schwerpunktbereichen nicht bestanden?

Q.3 Kann man eine Tendenz anerkennen, daß die Studenten sich auf bestimmte Bereiche konzentrieren? z.B. Historische und Philosophische weniger

Q.4 Wie kann man regulieren die Noten der Universitätsprüfung. Besteht es keine Gefahr, daß die Professoren die Noten heben ?

## 2 **Softskills, Schlüsselqualifikationen**

Q.1 Sind die Lehrer nur Anwälte ? Rechtsanwälte und Richter auch?

Q.2 Unterrichten die Praktiker als Lehrbeauftragte? Gibt es keine hauptamtlich angestellten Praktiker(z.B. mit der Amtszeit)?

Q.3 Lernen die Studenten der juristischen Fakultät erfolgreich die softskills oder schwer?

### 3 Zwischenprüfung

Q.1 Wieviel Prozent haben die Studenten der jura die Zwischenprüfung nicht bestanden?

Q.2 Ist die Qualität der Jurastudenten allmähig herabgesetzt geworden?

#### Zum Schluss

Könnten Sie bitte freundlicherweise Ihre Meinung zu der Situation der Juristenausbildung in Deutschland heute sagen?

- (3) ホイプライン教授には、ベルリン自由大学の状況を質問したのであるが、同教授は2009年にオーストリアのインスブルック大学に移籍されており、この度の私の問い合わせに対しては、ベルリン自由大学法学部の現学部長である Prof. Dr. Andreas Fijal の協力を得て、重点領域科目についての資料を提供してくださったほか、たいへん丁寧に行き届いた回答を寄せていただいた。
- (4) ドイチュ教授は、この度の私のゲッティンゲン滞在中である3月11日に、86歳で永眠された。入退院を繰り返されているということは以前から聞いていたが、ゲッティンゲンに到着後まもなく自宅に招待してくださって、楽しく歓談でき、ほっとした1週間後の急逝であった。亡くなられた後で、大学医事法センターの私宛に同教授からの小包が届き、開いてみると、中には大著 *Medizinrecht* の第7版が入っていた。シュピクホフ教授の話では、病院のベッドの上で私的助手を相手に第8版を口述筆記中に、眠るように静かに息を引き取られたということである。
- (5) なお、今回のアンケートについては、以前の在外研究の際に有能な「助手」として、「日本法入門」の授業の準備を初めとしていろいろとサポートしてくれ、現在はニーダーザクセン州ブラウンシュバイク高等裁判所判事である Dr. Antje Kohlmeier 氏が、文法的な誤りや語句の間違いをチェックしてくれた。

### 三 2003年改革の主な改革点

調査内容の報告の前に、2003年改革の主な改革点を紹介しておこう。ドイツでは、大学法学部において最短2年間以上（実際には平均5年間）の理論的教育を受けた者に対して、その成果を第一次法曹資格試験で問い、その合格者に対して裁判所、検察庁、行政官庁および弁護士事務所等の実

務修習（2年間）を通じて実務的教育を施して、その成果を第二次法曹資格試験（わが国のいわゆる二回試験に相当）で問い、それに合格した者からはじめて有資格法曹（Volljurist）として認められるという、いわゆる二段階養成システムが伝統的に採用されてきた。この基本的な枠組は改革後も変わっていない。しかし、法学部学生数の著しい増加、Volljuristの進路として弁護士になるものが圧倒的に多くその実務技能を充実させる必要があること、国際化の進展に対応する必要性等から、養成の内容を改革する必要性に迫られ、法学部のカリキュラムや受験資格、実務修習の内容などがかなり大幅に改められた。その内容についてはすでにわが国でも紹介がなされているが、主な改正点を以下にまとめておこう。

### 1 外国語重視

第一次法曹資格試験の受験資格として、外国語による法学関係科目（法学関係の催しへの参加あるいは法学指向的な外国語の授業）の単位取得が要件となった。もっとも、州法によって、語学に関する専門知識を他の方法によって証明することを定めることができる。法律問題のグローバル化に伴い、国際競争力を念頭においた外国語能力の重要性が高まっていることに対応して、このような改革が行われたのである。

### 2 実務的基本技能養成の法学部教育への導入

交渉術、弁論術、尋問技術、調停等、ソフトスキルといわれる実務の基本技能（Schlüsselqualifikation「（適格性の）鍵となるべき能力」）の養成を内容とする科目が設けられ、その履修が法曹資格試験受験の要件とされた。法学部では理論的教育を行い、実務的技能は実務修習でという原則が、このような形で部分的に修正されたことになる。

### 3 重点領域科目（Schwerpunktbereiche）制度の新設

従来の法曹資格試験の選択科目が廃止され、それに代えて、各大学の法学部で「必修科目に関連して大学教育を補完し、深化するとともに、法の学際的、国際的な知見を与えることに役立つもの」（ドイツ裁判官法5a条）として設けられた重点領域科目の学内成績が、法曹資格試験全得点の3割を占めることになった。上の1や2が、実践的あるいは実務的な技能の修

得強化をめざすものであるのに対して、これは、大学の学術研究機関としての存在意義を尊重する方向での改革ということができるであろう。

#### 4 弁護士研修の強化

実務修習における弁護士研修の期間が、最低3ヶ月から9ヶ月に延長された。特に東西ドイツ統一以降、法学部の学生数と法曹資格者の数が著しく増大し、裁判官や検察官の定員はそれほど増やされていないため、8割近くが弁護士にならざるをえないという実情を踏まえて、弁護士の資質向上のための重点教育として、弁護士研修期間が延長されたのである。従来の裁判官養成中心主義から、現実に合わせて弁護士養成重視へと舵を切った現れと受け止められている。

#### 5 裁判官の社会的資質の考慮

裁判官の資格について、国籍や信条、専門能力のほかに、社会的資質も考慮されることになった。弁護士研修の充実と対応して、従来司法権の代表的な担い手とされてきた裁判官についても、十分な社会的資質を備えていることが改めて重視され、考慮事由とされたのである。

(6) 2003年改革の内容を紹介しているわが国の文献をいくつか掲げておく。村上諄一＝守矢謙一＝ハンス・ペーター・マルチュケ『ドイツ法入門〈第8版〉』(有斐閣)280頁以下、小野秀誠「ドイツの法曹養成制度〈海外の法曹養成制度〉」法律時報78巻2号68頁以下(2006年)、鈴木重勝「ドイツ法曹養成思潮の衝突と融合(Ⅰ)(1)～(5)」早大法学81巻2号～85巻1号(2006～2009年)、甲斐素直「ドイツにおける法曹養成制度改革について——制度の概要——」日本大学法学部法学紀要49号7頁以下(2008年)、藤田尚子「ドイツの法曹養成制度」法曹養成対策室報No.5 8頁以下(2011年)、小川浩三「ドイツの法曹養成——大学と理論教育(シンポジウム 学術環境における法曹養成——国際動向と日本の法科大学院)」比較法研究73号31頁以下(2012年)、折登美紀「ドイツにおける法学部教育の動向」九州法学会報2014年33頁以下(2014年)。

## 四 回答の内容

### 1 重点領域科目(Schwerpunktbereiche)について

2003年改革の中で特に私の関心をひいたのは、重点領域科目の制度であ



る。この科目は、単一の授業科目ではなく複数の授業科目（いくつかの講義と演習）からなっており、担当者も複数である（たとえば、ゲッティンゲン大学の刑事法については担当者5名）。どのようなものを開設するかについては各大学に委ねられており、共通しているものも多いが、その大学独自のものも少なくない。

たとえば、ゲッティンゲン大学、オスナブリュック大学、ミュンヘン大学、ベルリン自由大学における現在の重点領域科目は以下のとおりである。

ゲッティンゲン大学：①法の歴史のおよび哲学的基礎、②経済私法および経済公法、③民事法および民事司法、④医事法（私法および公法）、⑤国際公法及びヨーロッパ公法、⑥刑事法学、⑦労働法および社会法、⑧医事法、⑨公法（統治、規制、行政）

オスナブリュック大学：①ヨーロッパ私法および国際私法とその歴史的基礎、②ドイツおよびヨーロッパにおける会社法および金融市場法、③ドイツおよびヨーロッパの競争法および知的財産法、④ヨーロッパ公法およびその基礎、⑤ドイツおよびヨーロッパにおける公用財産と公共サービス、⑥ドイツおよびヨーロッパの租税法、⑦ドイツ及びヨーロッパの経済法、⑧司法、法律相談、法形成

ミュンヘン大学：①法律学の基礎、②刑事司法、刑事弁護、犯罪予防、③競争法、知的財産およびメディア法、④企業法：会社法／金融市場法および破産法、⑤企業法：労働法および社会法、⑥企業法：ドイツ租税法、国際租税法およびヨーロッパ租税法、⑦国際私法、ヨーロッパ私法および外国私法とその手続法、⑧経済法およびインフラストラクチャー法、⑨ヨーロッパ公法および国際公法、⑩医事法

ベルリン自由大学：①法の基礎、②消費者私法、販売仲介者法（Absatzmittlerrecht）および保険法、③経済法、企業法および税法、④労働法および保険法、⑤刑事司法および犯罪学、⑥国による政策決定とそのコントロール、⑦法の国際化<sup>(7)</sup>

重点領域科目制度の趣旨について、私は次のように理解してきた。2003

年改革では、実務技能あるいは外国語を含んだ実践的な能力が重視されるなど、法学部教育の職業教育的側面が重視されるようになったが、他方において、重点領域科目を設け従来の法曹資格試験の選択科目をそれに置き換えるという方法で、大学ならではの高度に専門的かつアカデミックな教育を尊重することにしたということである。制度趣旨については、先に掲げた紹介文献の中では、大学の学問的教育への配慮がなされたものであるという指摘以外に、法曹資格者の多様化に対応し、大学の授業と国家試験の乖離を防止すること（藤田前掲注（6）12頁）、あるいは、補修教室（Repetitorium 予備校）の活動の余地を奪うこと（村上前掲注（6）268頁）の指摘がある。この制度の趣旨について、前掲のような私の理解でよいのかについては、ほとんどの相手方から肯定的な答えが返ってきた。ただ、マルチネス教授のみは、重点領域科目新設におけるそのような企図は明確ではなく、大学の法学教育と学術研究とのつながりについては、基本的には改革前と変わっていないのではないかという回答であった。私の質問の仕方によったのかもしれないが、マルチネス教授の指摘は、この科目の履修、特に演習への参加とレポート（Hausarbeit）の作成を通じて、博士資格論文（Dssertation）の作成につながるというルートが従来よりも拡がったり明確になったわけではないということのようである。

- ① この制度がそのねらいどおりの成果を上げているか否か、その全般的な評価としては、以下のような回答が返ってきた。
- ・特に従来と変わっておらず、学問的教育を推進するという効果はもたらしていない（マルチネス教授）。重点領域科目の筆記試験の内容は特に学問的なものではない（ムルマン教授）。
  - ・大学の教授にとっては自分の専門分野・研究分野についての授業が展開できるのでありがたい。学生にとっても、その分野の学識を深めることができ、ドイツの法学教育のアカデミックな側面が生かされている（アーレンス教授）。
  - ・基本的にはそのような大学教育への期待は実現されている。しかし、

大学によっては、重点領域科目の範囲が広すぎたり、取り上げる素材が十分吟味されていなかったりして、学生の学習が未消化なまま終わる場合がある。なお、重点領域科目の学内成績が法曹資格試験の得点の3割を占めるものとされている点については、もとのように、全部が国家試験であるほうがよかったのではないか（シュピックホフ教授）。

- ・各大学がその持ち味を生かして特定の分野について高度に専門的な法的素養を涵養するという点では、成果があがっている。（ホイプライン教授）。

- ② 重点領域科目の受講は学生にとって負担が重いのではないかという質問に対しては、全員から、そのとおりであり、かつての選択科目よりも負担が重くなっているという回答が返ってきた。

たとえば、ゲッティンゲン大学の場合には、ひとつの重点領域科目について、演習が3つあり、そのレポート（最低30頁）を6週間で作成しなければならないが、これは学生にとって相当重い負担であるということである（マルチネス教授、ムルマン教授）。そのためか、学生は、演習については真剣に取り組むが、講義のほうは出席状況が非常に悪いということであった（ムルマン教授によれば、刑事法学については講義出席者はほとんどいないという）。なお、オスナブリュック大学では、レポートの他に、プレゼンテーション形式の口述試験が課されているということであった（アーレンス教授）。

学生の負担増と関連して、この科目で不合格になる学生がどれくらいいるのかについては、たとえばゲッティンゲン大学では、最終的には（再履修を含めてということであろう）不合格者はいない、オスナブリュック大学では2～3%、ミュンヘン大学では約2%、ベルリン自由大学では約5%という回答であった。もちろん、同じ大学内でも科目によってばらつきがあるであろうが、全般的に見て、この数字は私が予想していたものよりもはるかに低かった。この点

については、後に触れるような「採点の甘さ」もある程度作用しているのかもしれない。

学生の負担増に関連して、教授の負担増の指摘も複数の回答者からなされた。重点領域科目の点数が法曹資格試験の成績に組み込まれているので、レポートの採点もそれだけ厳密さが求められ、また、根本的な要因として、学生数の増加が負担増につながっているということである<sup>(8)</sup>。

- ③ 学生が特定の科目に集中することはないか、たとえば、実定法科目や現代的な法律問題を取り扱う科目に集中して、法制史や法哲学などいわゆる基礎法学科目の受講者が少ないという偏りが生じていないかというのが第三の質問項目であった。

ゲッティンゲン大学の2016年度についてみると、最も多かったのは「刑事法学」の110名、最も少なかったのは「労働法および社会法」の41名と、受講者数にはかなりの開きがある。「法の歴史的小および哲学的基礎」は60名と、それに続く少数であるが、残りの科目も60名から80名の間であるから、基礎法が特に少ないというわけではない。

オスナブリュック大学については、重点領域科目としては基礎法あるいはそれに近い科目は置かれていない。アーレンス教授の話では、適当な担当者がいないというのがその主な理由であり、ドイツ全体において今日では法制史や法哲学の教授の数が少なくなっているとのことであった。

ミュンヘン大学においても、重点領域科目としては基礎法科目は置かれておらず、それに近い科目としては「法律学の基礎」があるのみである。

ベルリン自由大学においては、ホイプライン教授によれば、消費者法、経済法、刑事法、国際法と比較して基礎法学の受講者が少ないという顕著な傾向があるとのことであった。実際に、送られてきたデータを見ると、たとえば、2015年に最も受講者の多かった刑事法

が68名であるのに対して、「法の基礎」の受講者は9名にとどまっており、類似の傾向はそれ以前から少なくともここ数年間は続いている<sup>(9)</sup>。

一般的な傾向として、やはり、受講者は、現代的な法律問題と直結した科目に多く集まり、基礎法科目の受講者は少ないようである。その点を考慮してか、基礎法を取り扱う場合には、法制史と法哲学を合わせてひとつの科目としたり、さらに広く（おそらくは法学方法論も含めて）法律学の基礎という科目として編成することが行われている。また、一般的に刑事法科目には多くの受講者が集まるようである。もっとも、ゲッティンゲン大学の「刑事法学」については、講義案内によれば、内容が、刑法、刑事訴訟法、犯罪学、少年法、犯罪心理学、法医学、国際刑事法など、間口がたいへん広がっており、このことも受講者数の多い一因ではないかと推測される。

なお、シュピクホフ教授からは、どの重点領域科目に学生が集まるかは、結局は、担当者がだれであるか、授業が充実しているかによって大きく左右されるという指摘があった。もっともな指摘であり、単純に科目の受講者数のみでニーズの大きさや選択の基準を判断することはできないであろう。

- ④ 質問の4は、重点領域科目の学内試験の点数が法曹資格試験の点数に組み込まれた結果として、各大学あるいは担当者が、自学の受験生の成績を上げるために重点領域科目の採点が甘くなるという傾向はないか、担当者間あるいは大学間の格差を調整するための工夫がなされているのかというものである。

これについて回答者が一致して指摘した事実は、かつての国家試験の選択科目と比べて重点領域科目の得点が高くなっているということである。たとえば、マルチネス教授が図を示しながら説明してくれたところによると、現在はその差は2～3点であるが、法曹資格試験の

国家試験部分の得点は横ばいであるのに対して、重点領域科目の得点は次第に高くなっており、その差がますます開きつつあるという。また、シュピクホフ教授によれば、国家試験の選択科目では合格者の得点は18点中平均6～7点であったのに対して、重点領域科目になってからその得点は平均9.5点であるという。もっとも、ホイプライン教授によれば、担当者はレポートを通じて選択科目時代よりも高い成果を期待しており、決して評価を甘くしているわけではない。また、ムルマン教授によれば、演習の成績については、以前は比較的容易に「良(gut)」が取れていたが現在ではかなり厳しく評価がなされるようになったとのことであった。

担当者間あるいは大学間で生じうる成績評価の偏差への対応については、次のような回答であった。それを規制し偏差を生じないようにするのはたいへん困難な課題で、法曹資格試験を元のように全科目について国家試験とするほかないのではないかと(シュピクホフ教授)。司法省(Justizministerium)から大学に対して、あまり大きな格差が出ないようにという指示がなされている。ゲッティンゲン大学の場合には、教授相互で点数を公開して、担当者間の偏差ができるだけ小さくなるように努めている(ムルマン教授)。

- (7) なお、藤田前掲注(5)13頁以下に、フランクフルト大学、ヴェルツブルグ大学、ビーレフェルト大学の、また、小川前掲注(5)40頁以下にチュービンゲン大学の重点領域科目のリストが掲げられている。
- (8) ホイプライン教授によれば、採点対象の多さと法曹資格試験の点数になるということから、多くの教授たちは助手たち(Mitarbeiter)の協力のもとに採点作業をしているということであった。
- (9) ホイプライン教授がベルリン自由大学の法学部長 Prof. Dr. Andreas Fijal を通じて送付してくださった2012年から2015年の受講生数のデータにも、そのような傾向が顕著に示されている。

## 2 実務的技能教育について

2003年改革法の大きな改革点のひとつは、交渉術、弁論術、尋問技術、調停等の法曹実務の基本技能の養成が、法学部の教育内容に取り入れられたことである。法学部では理論的教育を行い、実務的技能は実務修習でという伝統的な枠組が、このような形で部分的にはあるが変更を被ったことになる。これは、法学部教育の職業教育的側面を推し進めるという今回の改革の方針にそったものであるが、さらに実際上の要因として、法曹資格試験の合格者が増大するに伴って、そのほとんどが任官することができず弁護士として社会の各分野で活動しているが、弁護士の活動に不可欠なスキルの部分を充実させなければならないという事情があった。

質問の第一は、この実務的技能の養成科目を担当するのは、弁護士なのか、裁判官や検察官も担当しているのかというものであった。これに対しては、弁護士による場合が多いが、裁判官や検察官による場合もあるというのが一致した回答であった。たとえば、シュピクホフ教授によれば、ミュンヘン大学の場合には、担当者は弁護士であることが多いが、大学の教授が担当することもあれば、裁判官や検察官あるいは行政官のこともあるという。また、ホイプライン教授によれば、ベルリン自由大学の場合には、通常は弁護士が担当するが、裁判官の場合もあるとのことである。

質問の第二は、実務家がこの科目を担当する場合には、非常勤講師として担当するのか、(任期付きも含めて)専任教員となることがあるのかというものであった。2003年の改革の実務教育的側面重視の考え方や、研究者教員と実務家教員がそれぞれの持ち味を生かしてともに法曹養成教育にあたるという日本の法科大学院のような理念からすると、日本で専任の実務家教員というポストが認められたように、ドイツでもこのソフトスキルの授業については実務家専任教員が認められてもよさそうであるが、実際にはどうなのかを知りたいというのがこの質問の趣旨であった。

これに対しては、ごく例外的な場合を除いて、実務家は、専任教員とし

てではなく非常勤講師として授業を担当しているということであった。たとえば、シュピックホフ教授によれば、教授資格を持っており<sup>(10)</sup>、バイエルン州司法省における大学部門の長となった女性が、「員外教授 (ausserplanmäßige Professorin)」としてこの科目を担当しているケースが、自分の知っている唯一の例外であるということである。ホイプライン教授によれば、長く非常勤講師として教えた者が名誉教授となることはあるし、教授資格を持っている実務家が員外教授となることはあるが、イタリアやギリシャあるいはオーストリアとは異なり、ドイツでは弁護士が大学の専任教員を兼ねることはできないとされている。

質問の第三は、法学部の学生たちにとって、学部段階でこのような実務的な技能養成の科目を履修することが教育上どのような意味を持つものとされているのか、ねらいどおりの効果をあげているのかを問うたものである。これに対しては、担当者にもよるが、一般的に、この科目で教えているのは基本的・初歩的な内容であり、したがって、学部段階の学生でも無理なくついていくことができる。むしろ、早い段階で、こうした技能が法曹実務にとっては非常に大切なのだということに気付かせ、法曹を目指して勉強していることの自覚を促す意味で、この科目はたいへん有意義であるというのがほぼ共通した回答内容であった。ただ、シュピックホフ教授は、このような科目は置かれたいよりはましであるが、十分な成果を上げているか否かをいうのはむずかしい。いずれにしても法曹資格試験の合格には役に立たない科目であると、やや辛口の評価であった。

法学部科目としてのいわゆるソフトスキル科目の導入は、法学部教育の職業教育化を端的に示す改革である。私は、今回の調査前は、学部段階から正規科目として交渉術、弁論術、尋問技術、調停等を履修させることが必要なのか、また、可能なのかについては、おおいに疑問を持っていた。わが国では、これらの実的技能は法科大学院に進学してから、「エクスターンシップ」、「弁護士実務」あるいは「模擬裁判」の中で初めて学ぶのが一般的だからである。



しかし、回答者の全員が、この改革点については肯定的に受け止めていた。実務的教育を早くから行うことで、法曹としての職業意識に目覚が涵養されることが高く評価されており、教えるのは初歩的なレベルなので、法学部の学生でも十分ついてゆけるということである。この点は、わが国の法学部教育においても参考にして良い点ではないだろうか。

- (10) 周知のように、ドイツでは、大学の教員となるためには、博士論文によって博士の資格を取った後 (Dissertation)、さらに論文を作成して教授資格の取得 (Habilitation) が必要である。

### 3 進級試験 (Zwischenprüfung) について

ドイツの法学部では、通常、入学後の4学期(2年)以内に進級試験(直訳すれば中間試験)を受けてそれに合格しなければ進級できないものとされている。もっとも、一定の条件下で再試験を受けることはできる。試験内容は、たとえばゲッティンゲン大学の場合は、レポート2本、民法、公法および刑法分野の諸科目のうち複数の科目の筆記試験(Klausuren)である。再試験(再チャレンジ)は、筆記試験については4回まで、レポートについては回数の制限なく受けることができる。

この制度は、法学部に入学はしたが法曹となる適性を欠いている学生を、比較的早い段階で「淘汰」するとともに、本人に適した別のコースに誘導するための制度であるとされている。ドイツでは、近年の著しい法学部生数の増加に伴ってその質の低下が深刻な問題となっており、この進級試験で振り落とされる学生が増えていると聞いていた。そこで、その実情を知りたいと思い、質問項目にあげてみたのである。

第一に、法学部の学生でこの進級試験が不合格となるのはどれくらいの割合なのかを尋ねてみた。これに対しては、以下のような回答が得られた。

- ・ 不合格者の割合は、10% から 15% (冬学期実施) および 15% から 20% (夏学期実施) である。進級試験の成績は高校 (Gymnasium) 卒業試験

(Abitur) の成績と顕著な対応性がある (マルチネス教授、ムルマン教授)。結局、法学部に入学はしたが二回試験まで合格して最終的に有資格法曹 (Volljurist) になれる者は少なく、80% から 90% は途中で脱落しているのではないか (マルチネス教授)。

- ・筆記試験だけの成績でみると 50% 以上が及第点に達していないが、レポートも含めてみると、全体の 20% を切るくらいである。再試験まで含めてみると、最終的には不合格となるのは 10% くらいである。この進級試験の制度にもかかわらず、法曹資格試験の不合格率は上昇する一方である (シュピクホフ教授)。
- ・正確な数値は分からない。しかし、法学部の第五学期の受講生の総数が第一学期のそれと比較して約 10% 少ないという事実からして、大体それくらいの学生が進級試験に不合格になっているものと思われる (ホイプライン教授)。

第二に、より直裁に、法学部の学生の質は落ちていると考えるか否かを問うてみた。これに対しては、以下のような回答が寄せられた。

- ・全体としては法学部の学生の質は落ちていると思う。しかし、最終的には法曹資格試験があるので、法曹の質、特に、裁判官、検察官の質は保たれている (ムルマン教授)。
- ・たしかに入学時の学生の質は以前と比べると落ちている。しかし、入学後に、大学の授業や試験を通じて篩にかけられることになる。たとえば、進級試験を受ける前に、大学の授業についていけないとか、進級試験にとうてい合格できそうにないとして法学部をやめる者が多数にのぼる。このような事態は、教育上の深刻な問題といわざるを得ないが、質の維持も大切だという点ことを考えるとやむをえない。最終的には学生の質はそれほど低下していないと思う (アーレンス教授)。
- ・学生の質は落ちていると思う。高校卒業試験 (Abitur) 合格者の数は増え続けているので、法学部への入学者も増え続けている。特に感じられるのは、E-メールや SMS (ショートメッセージサービス) のせいで学生たちの

書く力がどんどん低下していることだ（シュピックホフ教授）。

- ・ 法律家に求められる能力が変化しているので、法学部学生の質が低下していると単純にいうわけには行かないのではないか。たとえば、言語能力にしてみても、現代の法曹に対しては、電子メディアを用いて業務をこなす能力への要請が高まっている。したがって、質が落ちたと見るのではなく、特定の能力の転化の問題としてとらえるべきではないか（ホイプライン教授）。

1990年の東西ドイツ統一以来の法学部入学者数および法曹資格試験合格者の著しい増加が、ドイツの法曹養成および有資格法曹の就職にとって大きな問題となってきたことは従来から指摘されてきたとおりである。今回の調査では、法学部学生の質の低下について、現場で授業を担当している法学部の教授の率直な感想を尋ねてみた。実際に法曹養成を担っているドイツの法学部が、この問題に随分苦しんでいるのではないかというのが、私の予想であった。この点についての回答を集約すれば、たしかに入学段階では学習面で質の悪い学生が顕著に増えているが、授業や進級試験を通じて彼らは大幅に淘汰されるので、法曹資格試験の受験段階では、受験生の質はそれほど落ちておらず、さらに法曹資格試験でチェックされるので、法曹の質も維持されているということである。淘汰をする側も受ける側も、それを当然のこととしているようであり、わが国では必ずしもそうはゆかないのではないかと思われるが、これがドイツ流あるいは欧米流なのかもしれない。

#### 4 現状についての評価・意見

最後に、現在のドイツの法曹養成の状況についてどのように思うか、全体についての評価あるいは意見をきいてみた。これに対しては、次のような回答であった。

- ・ ドイツの法曹養成については、時間がかかりすぎるとか、大学法学部における職業教育の側面が弱いという問題点がしばしば指摘されるが、自分は、ドイツの法曹養成の内容はヨーロッパ諸国の中で最もすぐれたもので

はないかと評価している。特に、大学法学部で、法適用の基礎を理論面を重視しながらじっくり時間をかけて培うことは法曹の質を維持するためには不可欠であり、それができているのはドイツだけではないかと思う。学部教育を短縮して早く就職させようとする「ポローニャ方式」<sup>(11)</sup>には反対である（マルチネス教授）

- ・2003年改革を積極的に受け止めている。それは、職業教育の方向を従来よりも明確に打ち出しているからである。法学部の教育においては、学問的な側面を過大視すべきではない。法曹を養成するという職業教育の側面を重視すべきである。よい法曹になるためには、時間をかけて法適用の基礎を培う必要があり、ドイツの法学部はその要請によく答えていると思う。より短期間で法曹資格を認めようとする「ポローニャ方式」は採用すべきではない（ムルマン教授<sup>(12)</sup>）。
- ・全体としては良い成果をあげていると思う。ヨーロッパ全体の中でも優れたものとして評価してよい。特に、事案に法規範を当てはめて法的解決を導く基礎的な能力をしっかり鍛えるという点では、スペインやイタリアの方法では不足しているのに対して、ドイツではその点が充実している。ただ、入学者の中で、適性がないとして途中で脱落する学生の割合が非常に多いのは問題である（アーレンス教授）。
- ・重点領域科目を廃止して元のような選択科目を復活させ、法曹資格試験を再び国家試験とすべきである。それによって、大学や担当者による評価の偏りによる不公平を回避することができるし、法曹資格試験の運営が大学と州法曹資格試験局（Länderjustizprüfungsamt）の両方によってなされるという二重構造を避けることができる。けれども、同僚の多くはすでに今のシステムに慣れているので、それをやめることには賛成しないであろう（シュピクホフ教授）。
- ・ドイツの法曹養成の水準は、改革前も今も高いものであり、国際的にも評価されていると思う。今私のいるオーストリアの法曹養成と比較すると——英米法系の法曹養成と比べるとさらに顕著であるが——、ドグマティーク（Dogmatik）<sup>(13)</sup> がより大きな役割を占めているのがドイツの特徴で

ある。また、ドイツでは、筆記試験の内容が法律鑑定書（Gutachten）を書かせるというスタイルが多いが、それはたいへん良いことだと思う。学生たちは、それを通じてより良く法的な物の考え方を身につけることができるからである。

以上に示したように、ドイツの法曹養成について、法学部の教授たちからは、全体として積極的に評価されている。そして、その理由としては、法学部で時間をかけてじっくりと法適用の基本を学ぶことができること、理論的・体系的な側面が重視されていることが指摘されている。ドイツの法曹養成制度については、以前から、① EUの他の諸国と比べて法曹資格を取るまで長期間かかること、②学問的側面あるいはドグマティックに偏りがちであることがしばしば欠点として指摘されてきたが、①については、2003年の改革においても期間が特に短縮されることはなかった。②については、外国語学習やソフトスキル科目の履修が法曹資格試験受験の条件とされるなど、職業教育の性格が強くなった一面があるが、他の部分では伝統的な教育内容が維持されており、重点領域科目については逆に、大学教育の学問的要素が尊重されている。学問的要素については、従来の教育方法が基本的に維持されていることを今回の回答者たちは積極的に受け止めているし、上のホイプライン教授の回答に見られるように、ドグマティックが大きな役割を占めていることについてもそれを特に変える必要はないと考えている。

(11) 1999年6月にイタリアのボローニャに集まったヨーロッパ29カ国の教育相がヨーロッパ諸国の大学教育の修学条件と修了条件についての統一と改善をめざして採択した共同宣言である。それによれば、大学の履修を3年間の学士（Bachelor）の課程と2年間の修士（Master）の課程に分け、大半の学生が3年間の学部教育を終えて社会に出て職業につけるようにすべきであるとするものである。この宣言に対しては、ドイツの法学部の教授たちや法律実務家の中では、法曹養成にはこのような方式は不適であるとして、その採用に反対する声が圧倒的に多かったが、その状況は今も変わっていないようである。

(12) ムルマン教授は、教授資格取得後、大学にすぐに就職できる見通しが立たなかった  
ので、検察官となり、数年間実務に携わった後、大学にもどって教授になったという  
経歴の持ち主であり、そのような実務家としてのキャリアが、法学部教育は職業教育  
の側面を重視すべきだという意見と結びついているのかもしれない。

(13) この場合のドグマティックというのは、法解釈における体系的・理論的な考え方、  
あるいは、体系的・理論的な法解釈と言い換えてもよいであろう。

## 五 終わりに

はじめにお断りしたように、今回の調査は、きわめて小規模なもので、  
統計的なデータとしてはあまり意味を持ちえないであろう。しかし、アン  
ケートとそれに即したインタビューを通じて、少数ではあるが大学で実際  
に法曹養成に携わっている人たちの生の声に接することができ、いろいろ  
と貴重な情報を得ることができた。最後に、それを踏まえて、わが国の法  
曹養成のあり方についてドイツとの対比で考えられることを若干述べて、  
本稿を閉じることにしよう。

### 1 法曹養成と法学部の役割

ドイツと日本の法曹養成を比較する際にまず認識しておかなければなら  
ないのは、ドイツの法学部は、医学部が医師を養成するのと同じく、資格  
試験合格を経て「法律家 (Volljurist)」の資格を持つ専門家を養成する教育  
機関だということである。その点、民間会社への就職等特に法律専門家を  
志望しない学生たちが大半を占め、単位を取りさえすれば卒業して「法学士」  
と認められるわが国の法学部とは大きく異なっており、むしろ、その点だ  
け見れば法科大学院に対応している。2003年の大規模な法曹養成制度の改  
革においても、ドイツでは、日本の法科大学院のようなものを創設するこ  
とはなされなかったが、それは、すでに法学部が法律専門家(法曹)の養  
成機関として機能しており、それとは別にそのような機関を設ける必要が  
なかったからである。改革は、法学部の教育や実務修習の内容を、社会の  
動きに適合したより充実したものにすることに向けられたのであった。

これに対して、わが国では、かつてはドイツと同様、法学部は法律専門  
家の養成を担うものとされていたが、学生のニーズ等に照らしてそれが実

態と大きく乖離しているという事実を前にして、法曹養成は学部卒業後に法科大学院で行うこととされたのであった。この制度改革に際しては、法学部を持たないアメリカにおけるロー・スクール（law school）制度が主なモデルとなったことは、周知のとおりである。法学部教育と法曹養成とは、理念としては切り離されたのである。しかし、それから10年余りがすぎた現在ではどうであろうか。法曹養成について法学部と法科大学院を通じての一貫教育の必要性和法学部段階の教育の重要性が見直されるようになってきたのではあるまいか。現に、法曹志望者は、法学部在学中から司法試験を意識して法律専門科目の本格的な学習に取り組んで卒業までかなりの水準まで到達しておくというのが、むしろ、望ましいあり方になっているように思われる。そして、その先は、旧司法試験時代から多くの合格者を輩出しているいわゆるブランド校の法科大学院に「既修者」として進学して、学力に磨きをかけ受験のノウハウを身につけて、卒業した年に司法試験に合格するというのが、ひとつのモデルコースになっているといってもよいであろう。このような実状に照らせば、法科大学院に入学して初めて本格的に法律学の勉強をするのでは遅すぎるのであり、そのような法学未修者が入学者の大半を占めている小規模な法科大学院が、司法試験で苦戦を強いられているのは当然というべきであろう。これが現状であるとすると、法学部も、あるいは、法学部こそが、法曹養成の大切な段階を担っているのであり、その点でわが国の法曹養成の現状は、実質において、アメリカ型ではなく、むしろドイツ型に回帰しつつあるのではないかと思われる。

## 2 「法曹」の中身について

他方において、わが国の法曹養成の中身は、ドイツのそれと大きく異なっている点がある。それは、養成すべきものとされている「法曹」が、ドイツでは、職域横断的な法律専門家としての Jurist であるのに対し、わが国では法廷法曹のみであるという点である。ここで法廷法曹というのは、専らあるいは主として、法廷における司法活動を主な業務とする法曹、す

なわち、裁判官、検察官および弁護士のことである。ドイツの Jurist の中には、法廷法曹が含まれることはもちろんであるが、その他に、行政官 (Verwaltungsbeamte)、E U や国連など国際機関の職員、大学や教会あるいは労働組合の行政担当者、民間企業の社員 (幹部候補生)、さらには、法律学担当の大学教員 (Hochschullehrer) まで含んでいる。法律専門家であるということは、法を用いた紛争解決を業として行えるということであり、最終的には法廷での司法活動ができなければならないから、Jurist の資格は結局は弁護士資格と一致することになるが、実際の業務の内容は、法廷での司法活動に限らず広くいろいろな分野にまたがっている。弁護士の資格を持ったうえで、各分野で法律専門家として仕事をする者が Jurist であり、法学部はそれを養成する教育機関なのである。アメリカの lawyer もそのような意味の法律家であり、law school はその養成機関である。ところが、日本で法科大学院が養成している法曹は、法廷法曹であって、そのような広い活動領域を持つ職域横断的な法律専門家ではない。

もっとも、わが国の法科大学院が最初から法廷法曹のみの養成を目的としていたわけではない。むしろ、当初は、アメリカの lawyer やドイツの Jurist のように、弁護士資格を持ったうえで各分野で法律専門家として活躍する法曹を養成するのだという展望が優勢であったように思われる。法化社会の進展にともなって日本でもそのような意味の法曹に対する社会の需要が著しく増大するであろうという予測の下で、それに応える養成機関として、全国で多数の法科大学院が設立されたのではなかったか。しかし、現実には、そのような社会の需要はほとんど伸びなかった。また、行政分野については司法試験とは別の公務員試験によって選抜された者が専門家として行政を担うという仕組みは変わらなかったし、司法書士などの準法曹についてはそれぞれ独自の資格試験が存続し、民間企業の法務についても、O J T に委ねたり社外の顧問弁護士を用いるというそれまでのやり方が大きく変わることはなかった。その結果、法科大学院で養成されるのは実際には法廷法曹に限られることになり、司法試験は従来どおりその選抜試験にとどまらざるをえなくなったのである。合格者数は抑えられ、法科



大学院も学生も司法試験の合格に汲々とするようになり、ブランド校による寡占と多くの法科大学院の閉校という現象が生じたのは周知のとおりである。その間の犠牲の重さと、「淘汰」の結果の極端な寡占状態に鑑みると、当初の予測が甘く制度設計に大きな誤りがあったといわざるをえない<sup>(14)</sup>。

ドイツでは、弁護士資格と職域横断的な Jurist の資格との間に大きなずれがないため、法曹養成教育はそのまま Jurist 養成教育でもある。これに対して、日本では、裁判官、検察官及び弁護士は、理念的には法律専門家の中核を形成しているが、実際には法律専門家の中でも特殊な——医師でいえば外科医的な——存在であり、その資格を得るためには独特の高度な法的素養を身につけて狭き門である司法試験をくぐりぬけなければならなかった。一方でそのような現状を踏まえ、他方では弁護士の lawyer 化あるいは Jurist 化を予想して、法曹養成に特化した専門職大学院としての法科大学院が創設されたのである。しかし、現在法科大学院が養成している法曹は依然として法廷法曹であり、弁護士の lawyer 化あるいは Jurist 化が進んでいないということは、先に述べたとおりである。このような状況の中で、法学部の専門教育は、法科大学院とは独自に、各種法律専門家への未分化の段階でその共通の基礎を培うという任務を担うべきであろう。その意味では、ドイツの法学部教育と重なり合うところが多分にあり、ドイツの事情を知り、それを参考にすることには、大きな意義があるのではないかと思われる。

(14) 今のまま法科大学院が旧来の法廷法曹のみの養成機関にとどまるのであれば、それは法律専門家養成の一部のみを担う特殊な教育機関にすぎないということになる。そうであれば、独立の大学院とするのではなく、法学研究科の中の実務家養成コース（仮称）の一分野に位置付けたほうが整合的であろう。ただ、将来的にわが国でも、弁護士資格を持つ者がいろいろな分野で法律専門家として活躍するような状態が来ることが予想されるのであれば、アメリカのロー・スクールのように、法律専門家養成を担う独立した教育機関として存置しておく意義があるであろう。

### 3 法曹養成と学問的教育

今回の調査で印象的であったのは、法学部の教授たちが、いろいろな問

題があることは自覚しつつも、ドイツの法曹養成制度を高く評価し、他の国々よりも優れているとして強い誇りを持っていることであった。その理由としてほぼ共通して彼らが掲げたのは、法適用の訓練を基本からじっくり時間をかけて行うことが優れた法律家を作るために必要であるということである。従来からしばしば、ドイツの法曹養成は時間がかかりすぎるといふ批判が向けられてきたが、彼らにとっては、この時間をかけてじっくり育てるといふことこそが大切なのであり、たとえばボローニャ方式のように短期育成をするといふのは拙劣きわまるということになる。そのような観点からすると、法学部をおかず、大学院レベルの law school で初めて本格的な法学教育を行い、3年間で lawyer を養成するというアメリカのような短期育成方式はどう受け入れがたいということになるであろう。日本の場合にはどうなのであろうか。私見としては、わが国もドイツ型であって、例外はあるが一般的には、法学部の段階から年季をかけて法適用の力を培うという方式のほうが適っているのではないかと考える。

じっくりと法適用の力を養うといふのは、単に具体的な解釈論の内容を多く学ばせるということではなく、法解釈に必要な法的な物の考え方と法的な論理の組み立て方、また、基本的な法的概念や法原則を、時間をかけて修得させるということ、さらには、単なる実務のフォローに終わることなく、それを批判的に考察し将来の進むべき道を示すことができるような力を修得させるということである。そして、ドイツでは伝統的に、大学における学問教育的な側面が尊重されてきた。今回の調査で私が特に知りたかったのは、職業教育的側面の重視によって、そのような学問教育的側面がどのようになったのかということであった<sup>(15)</sup>。

この点に関しては、重点領域科目の制度が注目される。これについては、先に示したように、実際に授業を担当している教授たちからはさまざまな問題点が指摘された。個別事例によって大きな差があるであろうが、学生たちと教授たちの双方に多くの労力を強いているわりには、その成果は当初の見込みほどあがっていないのではないかとと思われる。しかしながら、一方で実務的・実践的な能力の養成の比重を増やししながら、他方では大学

ならではの高度に専門的かつアカデミックな教育を、法曹資格試験の配点の30%をこの科目の学内成績にあてることまでして法曹養成に生かそうとしていることは、法曹養成における大学の役割、特に学問教育的側面の重要性を考えるうえでおおいに参考になるように思われる。

大学における学問教育は、最先端の研究成果を伝えその分野について高度の学識を修得させることをその内容に含んでいるが、もうひとつ、広く職業教育における学問的教育の意義という点からみると、理論的・体系的側面を重視するという点も含まれている。それがドイツの法曹養成の特徴であることは、外国と比較してドグマティーク (Dogmatik) が重視されているというホイプライン教授の指摘 (四四参照) にも示されているところである。その場合の「ドグマティーク」というのは、教条あるいは形式論理という意味ではなく、法解釈における体系的・理論的な考え方ということであろう。法曹養成というと、法適用について、抽象的な理論よりも具体的な事案の解決の妥当性や要件事実論のような実践的なアプローチが注目されがちであるが、少し長いスパンで考えれば、体系的・理論的な知識や考え方がその基礎にあつてこそ、法適用の妥当性が保たれ、新しく進むべき方向を正しく見分けることができるのであろう。そして、そのような側面は法科大学院教育においても疎かにすべきではないが、法曹養成の現状に鑑みると、それを養うべきなのは法学部教育であり、そのような基礎をしっかりと培うことによって、実務的要素を取り入れた法科大学院の教育もよりよく生かされるのではないかと考える。

- (15) 約四半世紀前にはじめてゲッティンゲン大学法学部で在外研究を行った際に、いくつかの演習 (Seminar) に参加したが、予め参加者に配布される学生たちの報告原稿が、内容はともかく、体裁及び分量の点で、あたかも一編の学術論文に匹敵するものであることにたいへん感心させられたことがある。また、演習には数人の助手たちが常に出席しており、彼らのリードの下で、その論点に関する最先端の研究内容まで含めたかなり高度な議論が行われていた。ドイツの法学教育のそのようなアカデミックな側面が、その後の著しい学生増や2003年改革を経て、現在ではどう変わったのだろうかというのが、今回の調査に際しての大きな関心事であった。

